

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集Ⅰ ◆ ◆ ◆ ◆

スマホ使って危険予知訓練
パート・アルバイトへ安全教育
カインズ

◆ 特集Ⅱ ◆ ◆ ◆ ◆

安全表示 コンテストで好事例を共有
絵表示で保護マスク管理法示す
マックス

◆ ニュース ◆ ◆ ◆ ◆

荷主の改善措置検討へ
国交省 持続可能な物流で

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です!

No.2421

3

1日号

2023

■ 災害のあらまし ■

S社は、河川工事、道路工事などを主たる業とする土木工事会社で、県内のほぼ一円を工事のエリアとしている。社員Aは、会社からおよそ1時間を要する工事現場に向かうため、会社が手配したワゴン車に乗車しようと両足が強くなってきた中を小走りに急いだ。乗り込もうとした際、濡れたステップに足を滑らせ転倒し右ひじを強打、骨折した。

■ 判断 ■

事業主が提供する交通機関を利用する際の災害は、その交通機関の管理上ないしは運行上の欠陥などに起因するとされ、**業務上の災害と認定された。**

■ 解説 ■

労災保険上の通勤災害とは、次の①から⑤までの要件を満たすものをいう。①労働者であること、②就業に関して行われる往復行為が就業との関連性（業務に就くためまたは業務を終了したこと）をもったものであること、③次のイ、ロ、ハの要件を満たす移動行為であること。イ＝自宅などの「住居」と会社、工場などの「就業の場所」を始点または終点とする往復行為。「住居」とは、被災した労働者が現実に居住し日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となることを意味する。「就業の場所」とは、業務を開始または終了する場所をいい、具体的には会社や工場などの他、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 山形会
社会保険労務士法人プログレス

代表 西村 吉則

第350回

用務先が業務終了の場所となる。ロ＝「就業の場所から他の就業の場所」への移動。

「就業の場所から他の就業の場所」とは、複数の異なる事業場で就業する労働者が最初の就業の場所での勤務が終了した後に、次の就業の場所へ向かう場合の移動をいう。ハ＝住居と就業の場所との間の往復に先行して、または後続する住居間の移動（単身赴任の場合、帰省先住所と赴任先住所の間の移動がこれにあたる）。

④社会通念上「合理的な経路」および「合理的な方法」により行われる移動行為であること。「合理的な経路」とは、労働者が通勤のために通常利用する経路のことを意味し、それが複数ある場合には、いずれも合理的な経路とされる。しかし、特段の合理的な理由もなく大きく遠回りとなる経路をとる場合には合理的な経路とは認められず、また、通常利用することが禁止されている経路（鉄道線路、歩行禁止のトンネルなど）を利用する場合などは、合理的な経路とは認められない。「合理的な方法」とは、自家用車・自転車などを本来の用途により使用したり、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用する場合には、普段その方法を用いているか否かにかかわらず合理的な方法と認められる。しかし、無免許運転や泥酔して自家用車・自転車などを運転するような場合には、合理的な方法とは認められない。⑤移動行為において、合理的な経路の「逸脱」または「中断」がないこと。ただし、日常生活上必要な行為であって厚生労働省で定めるやむを得ない事由（日用品の購入、選挙権の行使、病院などにおいて診察または治療を受けることなどがあたる）により行うための最小限度の逸脱または中断の場合は、当該逸脱または中断の間を除きその後の往復は通勤に含まれるこ



と。「逸脱」とは、通勤途中において、就業または通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤経路の途上において通勤とは関係のない行為を行うことをいう。いずれも通勤途中の行為であれば、その後の移動は原則として通勤行為とは認められない。

・業務災害として取り扱われるケース

通勤行為であっても、次の業務の性質を有するものは、業務災害として取り扱われる。①事業主の提供する専用交通機関（マイクロバスなど）を利用して出退勤する場合、②出勤または退勤の途中に用務を行う場合、③緊急用務のため、休日または休暇中に緊急出勤する場合。

本件のように会社が用意したワゴン車を利用して現場に向かう場合、その交通機関を利用している間は業務遂行性が認められることになり、その利用に起因する災害には業務起因性が認められることになる。従って本件の場合、業務災害となる。なお、従業員が出勤時に乗車場所で事業場専用バスに乗車する際に被った災害について、業務災害と認めた行政解釈（昭25.5.9 基収第32号）がある。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp